

豊築地区自立支援協議会 からのお知らせ

どういう行為が虐待になるのか 知っていますか

虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合は、
速やかに相談窓口へ通報してください。相談や通報、届
出をした方の秘密は守られます。

1 身体的虐待

- ・殴る、蹴る、つねる。
- ・食べられない物を無理やり口に入れる。
- ・部屋に閉じ込める。
- ・イスやベッドに縛りつける。

2 性的虐待

- ・性交、性的暴力、性的行為を強要する。
- ・性器への接触、裸にする。
- ・わいせつな映像を見せる。

3 心理的虐待

- ・怒鳴る、ののしる、侮辱する言葉を浴びせる。
- ・差別的に扱う。
- ・話しかけられても意図的に無視する。

4 放棄・放任(ネグレクト)

- ・入浴をさせない、衣類を取り替えない。
- ・ゴミが散乱している。
- ・食事を与えない。
- ・必要な福祉サービスを受けさせない。
- ・病院に行かせない。

5 経済的虐待

- ・障がい者本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する。
- ・日常生活に必要な金銭を障がい者本人に渡さない。
- ・決められた賃金を支払わない。

●相談窓口・問い合わせ先

長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線167)

全国一斉 「高齢者・障害者の人権あんしん相談」 強化週間

生活上の心配ごと、家
庭内や近隣でのトラブ
ル、嫌がらせや虐待など、
悩みや困りごとがある方
は、どんな些細なことでも
構いませんので、ひとり
で悩まずにお電話ください。

人権擁護委員と法務局職員が、無料で相談に応じます。な
お、秘密は固く守られます。

■日 時 9月7日(月)から13日(日)までの7日間
※7日(月)～11日(金) 8:30～19:00
※12日(土)、13日(日) 10:00～17:00

■相談電話番号 **0570-003-110**
(みんなの人権110番 全国共通 人権相談ダイヤル)

●問い合わせ先

福岡法務局人権擁護部 TEL 092-832-4311

ダメ！不法投棄！！

「きれいな町に住みたい」、それはみんなの願いです。
しかし、わずか一握りの心ない人たちの「不法投棄」という
行為によって、多くの人が迷惑している現実があります。

不法投棄は、違反者に「5年以下の懲役若しくは1,000万
円以下の罰金」が科せられる重罪です。

不審な人や車両を見かけた場合は、住民課住民福祉係ま
たは豊前警察署まで連絡をお願いします。



※建築廃材と思われる不法投棄

●問い合わせ先

住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線143)
豊前警察署 生活安全課 防犯係 TEL 82-0110

狂犬病予防注射はお済みですか

飼い犬には、法律により年1回、狂犬病予防注射を接種す
ることが義務づけられています。

今年度の注射がお済みでない場合は、動物病院などで注
射を受け、病院などが発行する注射済証明書書を住民課に提
出し、注射済票の交付を受けてください。

また、既に動物病院などで注射を受けてい
る場合も同様に、注射済証明書書を住民課に提出し、注射済
票の交付を受けてください。

交付された注射済票は犬の首輪に装着して
ください。

なお、注射済票の交付には、交付手数料と
して1頭につき550円が必要になります。



●問い合わせ先

住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線143)

弁護士無料法律相談

多重債務、離婚、相続、財産などいろいろな
トラブルのお悩みに弁護士が対応します。

事前予約が必要です。社会福祉協議会まで
お申し込みください。

■日 時 9月30日(水) 13:30～16:30

■場 所 げんきの杜

■人 数 先着3名まで

●申し込み・問い合わせ先

上毛町社会福祉協議会 TEL 72-2900



平成27年10月5日 マイナンバー制度スタート

今年10月以降、住民票の住所地に、あなたの「マイナンバー」を
お知らせします

住民票の住所地にご自身のマイナンバーが記載された「通知カード」が送付されます。

登録は
お早めに

やむを得ない理由により住民票の住所地で受け取ることができな
い方※は居所情報登録申請書を下記の期間内に住民票のある住所地
の市区町村に持参または郵送してください。

8月24日(月)～9月25日(金)まで

※申請が必要な方

- 東日本大震災による被災者で、住民票の住所地以外の居所に避難されている方
- DV、ストーカー行為、児童虐待などの被害者で住民票の住所地以外の居所に移動されている方
- 一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所されている方

※申請が認められた方は、登録された居所にああなたの「マイナンバー」をお知らせします。

申請書は、お近くの市区町村、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/)
などで入手またはダウンロードできます。

●問い合わせ先 マイナンバーコールセンター

TEL 0570-20-0178(全国共通ナビダイヤル) 受付時間 9:30～17:30(土・日・祝日・年末年始を除く)
※ナビダイヤルは通話料がかかります。 ※外国語対応(英語)は0570-20-0291におかけください。

国民年金保険料 後納制度について

過去10年以内の納め忘れた国民年金保険料を納めるこ
とができる「後納制度」が平成24年10月から平成27年9月
までの3年間に限って行われています。

過去10年以内の保険料を納めていただくことで、将来の
年金額を増やしたり、年金の受給権を取得することができる
ようになります。保険料の納め忘れがある方はぜひご検討く
ださい。

※後納制度は事前申込みが必要ですが、審査の結果、制度をご
利用いただけない場合があります。

●問い合わせ先

小倉南年金事務所 TEL 093-471-8869
住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線142)

平成27年度第4回 県営住宅入居者募集について

募集対象団地及び募集戸数など詳細については、募集案
内書をご覧ください。

■募集案内書配布期間及び申込受付期間

10月1日(木)～9日(金) 申し込み手数料は不要

■募集案内書配布場所

県内の各市役所及び町村役場など

●問い合わせ先

県住宅供給公社県営住宅管理部管理課 TEL 092-781-8029

「Net119」のご利用案内

京築広域圏消防本部では、消防本部の管轄内(豊前市、吉
富町、上毛町、築上町、みやこ町)に在住し、聴覚、音声・言語
機能が不自由な方で、音声による119番通報が困難な方を
対象に、携帯電話やスマートフォンからインターネットを使っ
て、自宅や外出先から簡単に「119番通報」できる「Net119」
というシステムの運用を開始しました。

「Net119」のご利用を希望する方や詳しい内容について
は、長寿福祉課までお問い合わせください。

※通報は、消防本部の管轄内に限ります。それ以外の地域から
の通報は対応できません。

※インターネットに接続できない携帯電話・スマートフォンはご
利用ができません。

※「Net119」を利用する場合のポケット通信利用料は、ご利用
者様のご負担となります。

●問い合わせ先

長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線167)

地域づくり広報誌発行日変更のお知らせ

「上毛のいぶき」は年4回、春3月、夏6月、秋9月、冬12月の
各15日に発行してきましたが、次回秋号より、10月、1月、4
月、7月の各1日発行に変更させていただきます。
皆様のご理解をお願いします。

●問い合わせ先

企画情報課 企画情報係 TEL 72-3111(内線123)